広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466 ホームペーシ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第17号 平成28年8月

「後志広域連合データヘルス計画」を策定しました。

=国民健康保険課からのお知らせ=

後志広域連合では、これまでもレセプト(診療報酬明細書)や統計資料等を活用した保健事業を実施してきましたが、今後さらに被保険者の健康保持増進に努めるため、「後志広域連合データヘルス計画」を策定しました。

同計画では、医療費が高額で死亡率が高く、要介護の原因疾患となっている虚血性心疾患、 脳血管疾患及び糖尿病性腎症の重症化などに対して、医療情報や健診情報の分析に基づいた保 健事業をより推進することとしています。

'豊かな暮らしは、毎日の健康から,

「後志広域連合データヘルス計画」は、後志広域連合のホームページからご覧いただけます。

後志広域連合 データヘルス計画

検索

ホームページURL http://www.shiribeshi-kouiki.jp/kokuho/datahealth.html

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を更新します。

現在お使いいただいている、国民健康保険被保険者証と、70歳から74歳までの方の高齢 受給者証が今年度一斉に更新期限を迎えます。

- □ 国民健康保険被保険者証は、 10月1日まで。
- 口 高齢受給者証は、 8月1日まで。
- いずれもお住まいの町村役場で交付しております。
- ※ 現在お持ちの各証の有効期限までに、新しい証を受け取ることが出来ない場合は、 お住まいの町村の国民健康保険担当窓口までお問い合わせください。

〇 普通徴収の方(年金が年額18万円未満の方)

7月上旬に介護保険料納付通知書を発送しております。 各納期限までに取り扱い金融機関等の窓口でお納めください。 また、納付には口座振替が便利です。取り扱い金融機関窓口 へ預金通帳・通帳届印・納付通知書をお持ちいただき「口座振 替依頼書」で手続きください。

期別	納期限
第1期	平成28年7月25日
第2期	平成28年8月25日
第3期	平成28年9月26日
第4期	平成28年10月25日
第5期	平成28年11月25日
第6期	平成28年12月26日
第7期	平成29年1月25日
第8期	平成29年2月27日

〇 特別徴収の方 (年金が年額18万円以上の方)

7月下旬に介護保険料特別徴収通知書を発送しております。

- ※ 納付通知書ではありませんので、ご注意ください。
- ※ 特別徴収の方は、年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

介護保険料を納めなかったらどうなるの?

特別な事情がないのに介護保険料を納めないままでいると、次のような給付制限を受けることになります。また、資力があるにもかかわらず介護保険料を滞納し続けている方は滞納処分(資産・財産の差押え等)を受けることになります。

◇ 1年以上滞納した場合

利用した介護サービス費用のうち、通常は1割または2割を負担するところが、いったん全額 自己負担となります。

後日、申請することにより保険給付分(費用の9割または8割)が払い戻されます。

◇ 1年6ヶ月以上滞納した場合

利用した介護サービス費用のうち、通常は1割または2割を負担するところが、いったん全額自己負担となり、後日、保険給付分の払い戻し申請をしても、一部または全部が一時的に差し止められます。さらに保険料を納めないままでいると、差し止められている保険給付額から、介護保険料が差し引かれることとなります。

◇ 2年以上滞納した場合

保険料を納めていない期間に応じて、利用した介護サービス費用のうち、通常は1割または2割を負担するところが、3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

詳しくは、後志広域連合介護保険課(TeO136-55-8013)までお問い合わせください。 みなさまからの介護保険料が介護保険制度を支えています。

期日までの保険料の納付についてご理解ご協力をお願いいたします。